

## 写し証明交付請求に関する注意点

### (証明請求対象地)

証明請求対象地は、証明を必要とする原因となった土地の代表地番を1筆記入してください。

### (請求方法)

写し証明交付請求書(第2号様式)を使用し、道路台帳区域線図又は境界調査図に証明を受けたい境界線を赤色で記入したものを添付してください。

- ※1 プロット図、地積測量図等の独自に作成された図面ではなく、道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図を使用してください。
- ※2 道路台帳区域線図の場合は、証明請求対象地を図面の中心に据えたものを使用してください。
- ※3 縮尺は指定しませんが、道路台帳区域線図の証明で、横浜市行政地図情報提供システム「よこはまのみち」から出力したものを使用する場合は、サイズはA3とし、縮尺は1/500としてください。

### (証明の範囲)

- (1) 道路台帳図の場合は、A3図面1枚、縮尺1/500で、証明請求対象地に接する最小限の辺長を含めた南北約135m、東西約165mの範囲
- (2) 境界調査図の場合は、保管図面1枚で表示されている範囲